



島根県報

平成26年9月30日（火）

号外 第 120 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第558号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町八川 2501番290地先から同番 334地先まで	前	メートル 14.00～ 38.00	メートル 132.00	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所 拡幅	
			後	29.00～ 120.00	132.00		
県 道	池田久手停 車場線	大田市朝山町朝倉字上 田ノ口1926番1地先か ら同字大城1653番3地 先まで	前	A	13.46～ 120.43	367.55	県央県土整備 事務所大田事 業所 左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	13.46～ 66.90		
			後	A	13.46～ 120.43	367.55	

島根県告示第559号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	佐田小田停車場線	出雲市佐田町一窪田3548番9地先から同1264番7地先まで	メートル 147.40	平成26年 9月30日	出雲県土整備事務所	